官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○更生保護法の審問手続における関係人の旅費及び宿泊料に関する規則（法務五四）　一
〔法規的告示〕
○金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を定める件を廃止する件（金融庁九四）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件（海上保安庁二六）
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三一）　二
○トンガ王国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（外務四二四）
○保安林の指定をする件（農林水産一六三六）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六三七～一六四四）
○保安施設地区の指定をする件（同一六四五）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（防衛二五二）
○建築基準法の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を改正する件（中部地方整備局九七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　防衛省　二
〔皇室事項〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
法　務　三
公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告（法務省）　四
公証人任免（同）　四
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示六・七、徳島同二）　五
国家試験
令和七年不動産鑑定士試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　五
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　五
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二七）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　五
会社その他　六

省令

○法務省令第五十四号

更生保護法施行令（平成二十年政令第百四十五号）第一条第二項において読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第五条第一項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項並びに更生保護法施行令第三条第二項において読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律施行令第九条の規定に基づき、更生保護法の審問手続における関係人の旅費及び宿泊料に関する規則を次のように定める。

令和七年十一月四日

法務大臣　平口　洋

更生保護法の審問手続における関係人の旅費及び宿泊料に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）及び更生保護法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（鉄道賃に係る鉄道）

第二条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律施行令（以下「旅費法施行令」という。）第五条第一項に規定する法務省令で定めるものは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「旅費支給規程」という。）第九条各号に掲げるものとする。

（船賃に係る船舶）

第三条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第六条第一項に規定する法務省令で定めるものは、旅費支給規程第十条各号に掲げるものとする。

（航空賃に係る航空機）

第四条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第七条第一項に規定する法務省令で定めるものは、旅費支給規程第十一条各号に掲げるものとする。

（長時間にわたる航空移動）

第五条　令第一条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第七条第二項に規定する法務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

（宿泊費基準額）

第六条　令第三条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第九条に規定する法務省令で定める額は、一日当たり、旅費支給規程第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に適用される額に相当する額とする。

２　令第三条第二項の規定により読み替えて準用する旅費法施行令第九条ただし書に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる宿泊について、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一　内国の宿泊　現に支払った宿泊料の額が宿泊費基準額を超える場合であって、審問の円滑な実施上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと、審査会又は地方委員会が認めるとき。

二　外国の宿泊　現に支払った宿泊料の額が宿泊費基準額を超える場合であって、審査会又は地方委員会が次のいずれかに該当すると認めるとき。

イ　審問の円滑な実施上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したとき。

ロ　為替相場の変動その他呼出しをした時点において通常予見することのできない事情があったとき。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

法規的告示

○金融庁告示第九十四号

金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引のカバー取引を行うための市場デリバティブ取引を定める件（令和三年金融庁告示第二十四号）は、令和七年十一月三十日をもって廃止する。

令和七年十一月四日

金融庁長官　伊藤　豊

○海上保安庁告示第二十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から確認業務を行う事業場の所在地について、令和七年十一月十七日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月四日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

変更する川崎事業所の所在地

変更後	変更前
神奈川県川崎市川崎区浅田三丁目一番十五号	神奈川県川崎市川崎区新川通十一番三号

その他告示

○法務省告示第百三十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月四日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属

同　久保　豊
同　岩井　隆義
同　佐藤　真弘
同　錦織　聖
同　小暮　輝信
同　田近　年則
同　星野　敏
同　扇谷　俊春
同　國分　敬一
同　佐藤　主税
同　森川誠一郎
同　戸田　彰子
同　小栗　健一
同　北條　潔
同　榊原　信次
同　神谷　哲夫
同　江崎　孝司
同　坪井　宣幸
同　石﨑　功二
同　河瀬由美子
同　池田　信彦
同　伊藤　敏治
同　上杉　英司
同　宗野有美子
同　福島　司
同　金山　陽一
同　堀　楠雄

福岡法務局所属

同　金光　健二
同　重富　朗
同　長倉　哲夫
同　古賀　正二
同　宮城　直之
同　熊谷　浩一
同　前田　幸保
同　所田　雅一
同　中野　彰博
同　森　正史
同　横山　繁夫
同　佐々木信俊
同　長田　守弘
同　福嶋　斉
同　西江　昭博
同　秋山　実
同　吉田　光宏
同　高橋　亮介
同　向野　剛
同　中牟田博章
同　熊谷　靖夫
同　古﨑　孝司
同　岸本　寛成

○外務省告示第四百二十四号

令和七年九月二十五日にヌクアロファで、トンガ王国におけるｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　ｅＭＲＰ（電磁的方法により記録された機械読取式旅券）の導入による国境管理能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　八億八千二百万円

３　署名者

日　本　側　稲垣久夫在トンガ大使

国際移住機関側　ソロモン・カンタ在フィジー事務所代表兼南太平洋地域調整官

令和七年十一月四日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山口県山口市秋穂二島字遠下山一〇一一六の一、字遠下一〇一二〇の一、黒川字平野一〇六八五の一、一〇六八五の一五、一〇六八五の一八、一〇六八五の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鳥栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県三養基郡上峰町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び上峰町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岡山県和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
1　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県伊万里市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

令和七年十一月四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安施設地区の所在場所　次に掲げる土地に存する標柱K一号から標柱K六号までを順次結んだ線及び標柱K一号と標柱K六号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱K七号から標柱K一六号までを順次結んだ線及び標柱K七号と標柱K一六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

香川県高松市塩江町安原下第二号字戸石川東一九八六の一、一九九四、二〇〇五、二〇〇五

地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第二百五十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和七年十月三十一日次のとおり決定された。

令和七年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	土地…約一、八〇〇平方メートル 建物…約一、三〇〇平方メートル 工作物…門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年十一月十日から同月十九日までの間 二　収必要に応じ、訓練の展開及び撤のための追加期間 航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○中部地方整備局告示第九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年中部地方整備局告示第百二十六号の一部を次のように改正する。

令和七年十一月四日

中部地方整備局長　森本　輝

別表を次のように改める。

指定番号	二	三	四	五
指定確認検査機関の名称	株式会社ＣＩ東海	株式会社ぎふ建築住宅センター	株式会社確認検査愛知	一般財団法人愛知県建築住宅センター
住所	愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号	岐阜県岐阜市藪田東一丁目二番二号	愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第十条各号に掲げる区分	省令第十五号各号に掲げる区分	省令第十五条第一号から第六号の二まで、第十三号から第十四号の二に掲げる区分	省令第十五条各号に掲げる区分
業務区域	愛知県及び三重県の全域並びに岐阜県及び静岡県の都市計画区域	岐阜県の全域、愛知県一宮市、春日井市、愛知県津島市、愛知県犬山市、愛知県江南市、小牧市、稲沢市、愛知県岩倉市、愛知県丹羽郡の全域	愛知県の全域、岐阜県可児市、岐阜県多治見市、岐阜県土岐市、岐阜県瑞浪市	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の全域
確認検査の業務を行う事務所の所在地	イ　本社　愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号 ロ　岡崎事務所　愛知県岡崎市羽根町北二丁目一番地	イ　本社　岐阜県岐阜市藪田東一丁目二番二号 ロ　中濃支社　岐阜県美濃市加茂丁目十西八町七番地 ハ　東濃支社　岐阜県多治見市若松町二丁目一番地五 ニ　飛騨出張所　岐阜県高山市赤保木町千百四番地	イ　本店　愛知県瀬戸市川端町三丁目十二番地 ロ　刈谷支店　愛知県刈谷市東陽町三丁目六十八番地	イ　本部　愛知県名古屋市中区栄四丁目三十六号 ロ　岡崎事務所　愛知県岡崎市上和田町字城前八番地
指定をした日	令和七年八月十八日	令和七年八月七日	令和七年八月十八日	令和三年十月一日
指定の有効期間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間	指定をした日から五年間

国会事項

衆議院

質問書提出

十月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

所信表明演説の幾つかの点に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　城内　実
経済産業大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う
国務大臣に指定する
　同　城内　実
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上十月二十九日）
　松藤　和博
簡易裁判所判事に任命する（十月三十日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務省刑事局付に併任する
　検事兼法務省大臣官房秘書課付の併任を解除する（十月二十七日）
　伊見　真希
日本司法支援センター評価委員会委員に任命する
　池亀由紀江
日本司法支援センター評価委員会委員を免ずる（以上十月三十日）

防衛省

防衛事務官（大臣官房付）に採用する（整備計画局防衛計画課長）
　防衛書記官　吉野　幸治
防衛事務官（大臣官房付）に採用する
　衛書記官　有田　純
内閣官房へ出向させる
　（防衛政策局運用政策課長）同　黒木　康介
防衛事務官（大臣官房付）に転任させる
内閣官房へ出向させる（併任）
　（人事教育局服務管理官）同　伊藤　慎吾
防衛事務官（大臣官房付）に転任させる
公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会に派遣する
　（地方協力局地方協力課長）同　林　太郎
防衛事務官（大臣官房付）に転任させる
秘書官事務取扱を命ずる
　（大臣官房付）防衛事務官　髙橋　理
秘書官事務取扱を解く
防衛書記官（防衛政策局運用政策課長）に転任させる
　（人事教育局人事計画・補任課長）防衛書記官　瀬川　篤史
整備計画局防衛計画課長に転任させる
　（防衛装備庁長官官房総務官）防衛事務官　山口　剛
防衛書記官（人事教育局人事計画・補任課長）に転任させる
　（大臣官房付）同　森田　哲
秘書官事務取扱を解く
防衛書記官（人事教育局服務管理官）に転任させる
　（同）同　松浦　紀光
防衛書記官（地方協力局地方協力課長）に転任させる（以上十月二十一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から八月十五日ガボン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月三日御答信があった。

天皇陛下から九月二日サンマリノ執政閣下へ発せられた御祝電に対し、十月九日御答信があった。

天皇陛下から七月三十一日ベナン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十四日御答信があった。

御答電

天皇陛下から九月一日ベトナム国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、十月十七日御答電があった。

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月四日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域　和歌山県東牟婁郡串本町田原字丸山一三四九番一から同町田原字渡瀬七八二番六まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月二十五日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

法務省

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

令和７年11月４日

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間
(1)　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間
　令和７年11月７日（金）午前８時30分から同年12月12日（金）午後５時15分まで
(2)　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間
　令和７年11月14日（金）から同年12月12日（金）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで
2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　千代田区	１人	令和８年４月１日
	本局管内　千代田区	１人	令和８年５月２日
	本局管内　千代田区	１人	令和８年５月７日
	本局管内　中央区	１人	令和８年６月13日
	本局管内　港区	２人	令和８年７月31日
	本局管内　台東区	１人	令和８年５月18日
	本局管内　渋谷区	１人	令和８年６月９日
	本局管内　中野区	１人	令和８年６月17日
	本局管内　北区	１人	令和８年４月１日
	八王子支局管内　立川市	１人	令和８年５月１日
	八王子支局管内　八王子市	１人	令和８年４月６日

横浜地方法務局	西湘二宮支局管内　小田原市	１人	令和８年７月23日
さいたま地方法務局	本局管内　さいたま市大宮区 本局管内　さいたま市大宮区 越谷支局管内　春日部市	１人 １人 １人	令和８年４月１日 令和８年６月２日 令和８年６月１日
水戸地方法務局	本局管内　水戸市	１人	令和８年４月１日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	２人	令和８年４月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	２人	令和８年４月１日
静岡地方法務局	本局管内　静岡市葵区	１人	令和８年４月１日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区	１人	令和８年４月１日
大阪法務局	本局管内　大阪市北区 本局管内　大阪市中央区 本局管内　枚方市	１人 １人 １人	令和８年７月31日 令和８年７月31日 令和８年４月30日
神戸地方法務局	尼崎支局管内　尼崎市 姫路支局管内　姫路市	１人 １人	令和８年６月27日 令和８年７月26日
名古屋法務局	本局管内　名古屋市東区 一宮支局管内　一宮市 岡崎支局管内　岡崎市	１人 １人 １人	令和８年４月27日 令和８年５月１日 令和８年４月22日
福井地方法務局	本局管内　福井市	１人	令和８年４月１日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	１人	令和８年４月１日
富山地方法務局	本局管内　富山市	１人	令和８年４月１日
広島法務局	本局管内　広島市中区	２人	令和８年４月１日
福岡法務局	北九州支局管内　北九州市八幡西区	１人	令和８年５月１日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	１人	令和８年４月１日
宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	１人	令和８年４月１日
仙台法務局	本局管内　仙台市青葉区	１人	令和８年７月27日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	令和８年４月１日
山形地方法務局	本局管内　山形市	１人	令和８年４月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	令和８年４月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	令和８年４月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	令和８年４月１日
高松法務局	本局管内　高松市	１人	令和８年５月１日

公証人任免

喜多剛久は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人中村誠の代理を命ぜられた。（十月二十二日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月４日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,120円」を「１時間1,191円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月４日

大阪労働局長　高橋　秀誠

第４号中「１時間1,127円」を「１時間1,197円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月４日

徳島労働局長　亀井　　崇

第４号中「１時間1,070円」を「１時間1,134円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

国家試験

令和７年不動産鑑定士試験合格者

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第９号）第５条第１項の規定により令和７年不動産鑑定士試験に合格した者を次のとおり公告する。

令和７年11月４日

国土交通省土地鑑定委員会委員長

横山　美夏

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
（試験地　東京都）			
5020	野澤雄一朗	5022	玉越　豪
5026	岡山　快	5032	手塚　渉
5046	牧野　裕謹	5054	菊地　大樹
5080	松浦　侑輝	5082	片岡　凌玖
5102	丸山　直人	5110	北住　龍馬
5112	杉山　祐己	5113	重久　開
5140	菱田　琉斗	5151	大寺　舞
5156	小柏　一真	5160	星川　歩舞
5162	佐藤　聖夜	5178	浅岡　知里
5180	越智公美子	5206	谷川　央門
5218	武田　俊彦	5220	谷本　貫太
5246	阿部　公亮	5255	小倉　輝洋
5260	金光明日香	5263	山田　仁
5279	渡邉　駿介	5298	糟谷　壮志
5303	安ヶ平　寛	5310	星野　陽哉
5312	望月　僚鎮	5320	長野　有香
5325	藤本　大樹	5329	岸本　章
5340	中平　隆誠	5344	佐藤　麻紀
5365	佐藤　大智	5402	今泉　義貴
5406	杉本　大	5425	加賀美　悠
5426	鈴木　義直	5427	木村　圭子
5430	岸　裕鏡	5431	兼松　浩之
5432	野田　知治	5446	相川　和大
5448	横川　倫	5450	和泉　匡彦
5454	田村　朋也	5472	丸山　武
5482	青田　龍洋	5484	矢部　志保
5490	松岡　哲史	5504	鈴木　大星
5505	猪俣　洋平	5508	永沼　幸雄
5512	青沼　基陽	5514	寺門　賢

5517	根岸　走	5522	鶴見　喬
5528	井上　りの	5530	秋山晃太朗
5531	羽藤　佑太	5540	守屋健太郎
5545	横地　遥	5552	古畑　卓也
5560	鈴木　千尋	5565	堅田　沙希
5568	寺井　大	5576	佐藤　颯人
5578	新保　類	5579	中村　類
5580	瀬合　彩世	5606	中村　桂佑
5607	中野　俊太	5613	稲田　廉
5614	太田　陽士	5616	黒沼　拓未
5619	上妻　澄哉	5630	加藤　遼平
5634	松倉　潤	5649	安藤　凜
5652	伊集院　開	5656	永井　彩夏
5664	宮本　萌衣	5676	江守　謙悟
5685	松原　久	5690	目　哲弥
5692	南　夏樹	5694	松下　祐斗
5704	浅井　裕徳	5710	一田　和敏
5729	吉井　奈那	5735	井ノ口裕智
5736	下田　尊紀	5738	湯蓋　悟
5740	丸山　理月	5754	野村　亘
5756	後藤　理央	5765	成嶋　正徳
5767	丸田　真也	5803	細田　亜美
5808	山内　航治	5809	楳原　拓也
5822	小峰　悠	5857	中川　晶子
5866	池　晃希	5927	藤本　真輝
5968	松本　零史	5987	兒玉　良太

（試験地　大阪府）

7010	山本　慶	7022	安本　航
7030	西川　雄平	7035	清水由美子
7036	近木　卓	7046	**鄭**　朱里
7048	仲田　朋彦	7062	磯貝　悠
7072	長谷川寛保	7087	東　和樹
7099	島邊　真拓	7104	藤井　崇史
7110	島津　葵	7114	園田　大樹
7154	堀内　怜人	7161	木野　浩輝
7164	柏原　隆志	7189	髙田　捺貴
7201	金子　広果	7205	横田　直也
7213	中村　翔一	7214	榎本　昌志
7216	渡邉　崚	7217	福島　悠介
7220	寺内　悠生	7226	濱本　達也
7228	八木　貴通	7232	案浦　千尋
7234	大園　和登	7236	館野　功汰
7240	小林　香月	7243	檜　孝太朗
7244	政岡　崇	7272	中川　勇太
7279	中川　雅也	7280	宇和　幸宏
7288	米谷　裕希	7292	松川　智行
7294	西川　弘一	7298	松下　幸弘
7307	伊藤　拓也	7329	樫山　雅和
7330	濱田　健司	7338	夏目　有紗
7375	長尾　哲汰	7387	喜納　大昂

（試験地　福岡県）

8002	塩満　絢史	8022	金山　倫子
8028	板山　翔太	8034	緒方　裕史
8044	古賀　学	8060	村上　隼斗
8063	吉田　唯真	8087	白水聡一郎
8092	佐森　和彦	8112	喜舎場規道
8117	部原　千尋	8122	丸山　翔大
8124	平中　剛志	8130	前川　洋
8138	北園　拓也	8142	田代　直也
8150	栁瀬　昭彦		

以上　173名

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３号
秋田県山本郡三種町大口字上の沢48番１
清算株式会社　株式会社楽園
代表清算人　牧野恵美子
１　決定年月日　令和７年10月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（ヒ）第２０６５号
東京都港区虎ノ門３―11―９シュミット虎ノ門ビル５Ｆ
清算株式会社　株式会社Ａ管財
代表清算人　泉　　範行
１　決定年月日　令和７年10月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０６２号
東京都港区新橋１丁目１番13号
清算株式会社　ＡＮＡ　ＮＥＯ株式会社
代表清算人　冨田　光欧
１　決定年月日　令和７年10月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　別紙記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）は、清算株式会社に対し、本債権者集会後に発生する利息及び遅延損害金について、本協定の認可決定が確定した時に全て免除する。
２　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。なお、本項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生
手続開始

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和七年十一月四日

千葉市中央区新宿二丁目三番八号

（甲）東日本信用漁業協同組合連合会

代表理事理事長　関　　義文

福島県いわき市中央台飯野四丁目三番地の一

（乙）福島県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　今野　智光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　九十八頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一二九頁（号外第一二五号）

令和七年十一月四日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

（甲）大和製罐株式会社

代表取締役　山口　裕久

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号

（乙）大和シエアド株式会社

代表取締役　栗山　雅之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日

東京都千代田区神田和泉町一番地六―一六

ヤマトビル四〇五

（甲）リソースサプライ合同会社

代表社員　中山　智尋

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

（乙）合同会社インクルージョン

代表社員　田中　竜二

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記連合会は、令和七年十月三十一日開催の総会において、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議しましたので、本決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和七年十二月五日までにその旨をお申し出下さい。

なお、左記連合会の財産目録及び貸借対照表は各々の主たる事務所に備え置いています。

右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　八十頁（号外第六十九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十八日
掲載頁　六十四頁（号外第六十九号）
令和七年十一月四日
東京都品川区大崎二丁目一番一号
（甲）住友建機株式会社
代表取締役　三觜　勇
千葉県千葉市稲毛区長沼原町七三一番地一
（乙）建機サポート千葉株式会社
代表取締役　本間　響

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の概要は次の通りです。

一、合併効力発生日　令和七年十二月三十一日

二、合併承認決議　令和七年十月十七日開催の株主総会決議による。

三、合併比率　共通の親会社及び甲乙以外の株主が存在しない会社同士での合併につき定めておりません。

四、増加資本金の額　増加いたしません。

五、その他　効力発生日以後の商号を株式会社ラフトシステムと変更し、甲の本店を本店所在場所といたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一七一頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一六九頁（号外第一四六号）
令和七年十一月四日
東京都千代田区神田錦町一丁目一三番地
大手町宝栄ビル七〇一号
（甲）株式会社ラフトシステム
代表取締役　市原　雄爾
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地
幕張テクノガーデンＤ棟
（乙）株式会社アローズ
代表取締役　藤代　賢一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　九十五頁（号外第一三五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二二一頁（号外第一六七号）
令和七年十一月四日
東京都墨田区押上一丁目一番二号
（甲）パナソニック産機システムズ株式会社　代表取締役　右近　貞治
群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号
（乙）パナソニックＡＰ空調・冷設機器株式会社
代表取締役　若水　公博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一二四頁（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　七十頁（号外第一七七号）
令和七年十一月四日
東京都渋谷区代々木五丁目五七番八号パークサイド参宮橋一階
（甲）株式会社ホスピタリティー＆パートナーズ
代表取締役　中村　準
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
（乙）株式会社セゾンペット
代表取締役　清水　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一二六頁（号外第一五〇号）
令和七年十一月四日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
（甲）三井住友信託銀行株式会社
取締役社長　大山　一也
東京都府中市日鋼町一番一〇
（乙）三井住友トラスト・システム＆サービス株式会社
取締役社長　古庄　裕幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに
掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十四日
掲載頁　三十二頁（号外第八十三号）
令和七年十一月四日
東京都板橋区舟渡一丁目八番三号
（甲）株式会社セフト研究所
代表取締役　市ヶ谷弘司
東京都板橋区舟渡一丁目八番三号
（乙）株式会社空調服
代表取締役　市ヶ谷　透

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　一〇一頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　七十三頁（号外第一四一号）
令和七年十一月四日
愛知県豊田市上原町折橋一番地一五
（甲）大豊精機株式会社
代表取締役　神谷　忠弥
愛知県豊田市御船町大釜五二番一
（乙）株式会社豊和産業
代表取締役　児玉　賢二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/175.html
（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/384.html
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一〇七頁（号外第一七〇号）
令和七年十一月四日
大阪市中央区南船場四丁目四番二一号
（甲）エア・ウォーター西日本株式会社
代表取締役　佐藤　秀樹
兵庫県神戸市兵庫区高松町二番二八号
（乙）株式会社水島酸素商会
代表取締役　木津　博司
和歌山県新宮市鴻田二丁目三番一五号
（丙）新宮酸素株式会社
代表取締役　佐津　由倫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十七日
掲載頁　五十三頁（号外第二三八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十月二十七日
掲載頁　六十二頁（号外第二三八号）

令和七年十一月四日
大阪市平野区背戸口四丁目二番一四号
（甲）株式会社エム・デー・エス
代表取締役　三星　勝

岡山市中区藤崎六二七番地の一
（乙）ワイエム商事株式会社
代表取締役　三星　勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十七日
掲載頁　八十二頁（号外第八十七号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十七日
掲載頁　五十八頁（号外第六十七号）

令和七年十一月四日
大阪市北区同心一丁目六番二三号
（甲）千趣ロジスコ株式会社
代表取締役　福井　広朗

岐阜県可児市塩河二二三二番地
（乙）株式会社ベルメゾンロジスコ
代表取締役　福井　広朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一〇三頁（号外第一七〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十六日
掲載頁　八十三頁（号外第一六三号）

令和七年十一月四日
大阪府吹田市垂水町三丁目二八番三三号
（甲）パナソニック環境エンジニアリング株式会社
代表取締役　小野　勝

群馬県前橋市古市町一丁目五〇番地の一四
（乙）パナソニック関東設備株式会社
代表取締役　代　正一

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年十一月四日
広島県広島市安佐南区中筋三丁目二六番一六号
（甲）広島市農業協同組合
代表理事組合長　吉川　清二

広島県呉市豊町大長五九一五番地八
（乙）広島ゆたか農業協同組合
代表理事組合長　金子　仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一〇五頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一四二頁（号外第一三八号）

令和七年十一月四日
愛媛県四国中央市三島中央二丁目一二番一〇号
（甲）株式会社ジャパンギャルズ
代表取締役　坂東　泰充

愛媛県四国中央市三島中央二丁目一二番一〇号
（乙）株式会社ジャパンギャルズＳＣ
代表取締役　塩田　徹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一次電池事業（コイン形二酸化マンガンリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和七年十一月四日
福島県郡山市日和田町高倉字下杉下一番地の一
（甲）株式会社サクラ
代表取締役　利根川　謙

京都府長岡京市東神足一丁目一〇番一号
（乙）株式会社村田製作所
代表取締役　中島　規巨

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一次電池事業（コイン形二酸化マンガンリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　二二一頁（号外第一六七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二日
掲載頁　一四八頁（号外第一五一号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月四日
群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号
（甲）パナソニックＡＰ空調・冷設機器株式会社
代表取締役　若水　公博

福岡県糟屋郡宇美町障子岳南三丁目九番六号
（乙）ヤンマーエネルギーシステム製造株式会社
代表取締役　進　敏幸

群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目一番一号
（丙）パナソニック・ヤンマーＧＨＰ開発製造株式会社
代表取締役　西本　春樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲および乙はそれぞれのガスヒートポンプ室外機の製造事業に関する権利義務を丙に承継させ、丙はそれらを承継することにいたしました。

効力発生日はいずれも令和八年一月一日であり、甲、乙、丙の株主総会の承認決議は令和七年九月三十日までにいずれも終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://corporate.murata.com/ja-jp/about/denshikessan
令和七年十一月四日
福島県郡山市日和田町高倉字下杉下一番地の一
（甲）株式会社サクラ
代表取締役　利根川　謙

福島県郡山市日和田町高倉字下杉下一番地の一
（乙）株式会社東北村田製作所
代表取締役　有東　哲郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の以下の事業に関する権利義務を承継し、甲は承継させることにいたしました。

・空質空調社のＣＡＣ事業部が営む事業
・コールドチェーンソリューションズ社のコールドチェーン事業部が営む事業
・中国・北東アジア社の住建空間事業部が営む事業のうちＣＡＣ事業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　九十五頁（号外第一三五号）

令和七年十一月四日
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地
（甲）パナソニック株式会社
代表取締役　品田　正弘
東京都墨田区押上一丁目一番二号
（乙）パナソニック産機システムズ株式会社
代表取締役　右近　貞治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の以下の事業に関する権利義務を承継し、甲は承継させることにいたしました。

・空質空調社が営む主要な事業
・コールドチェーンソリューションズ社が営む主要な事業
・中国・北東アジア社の住建空間事業部が営む主要な事業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一三八頁（号外第一三八号）

令和七年十一月四日
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地
（甲）パナソニック株式会社
代表取締役　品田　正弘
愛知県春日井市鷹来町字下仲田四〇一七番
（乙）パナソニック　エコシステムズ株式会社
代表取締役　重弘　耕良

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の以下の事業に関する権利義務を承継し、甲は承継させることにいたしました。

・エレクトリックワークス社が営む事業
・中国・北東アジア社が営む事業のうち、以下の事業
①　住建空間事業部の電材照明関連事業
②　台湾事業部の電材関連事業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月四日
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地
（甲）パナソニック株式会社
代表取締役　品田　正弘
大阪府門真市大字門真一〇〇四八番地
（乙）パナソニック　エレクトリックワークス株式会社
代表取締役　大瀧　清

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の以下の事業に関する権利義務を承継し、甲は承継させることにいたしました。

・くらしアプライアンス社が営む事業
・海外マーケティング本部が営む事業
・コンシューマーマーケティングジャパン本部が営む事業
・空質空調社の光学デバイスビジネスユニットが営む事業
・テクニクスブランド事業推進室が営む事業
・中国・北東アジア社が営む主要な事業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　一二四頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　九十四頁（号外第一五九号）

令和七年十一月四日
大阪府門真市大字門真一〇〇六番地
（甲）パナソニック株式会社
代表取締役　品田　正弘
大阪府守口市八雲東町一丁目一〇番一二号
（乙）パナソニック　エンターテインメント＆コミュニケーション株式会社
代表取締役　豊嶋　明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はハートライン株式会社とします。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月二十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
埼玉県蕨市北町四丁目二番一二号
合資会社ハートライン
代表社員　三浦　雄二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
東京都江戸川区北小岩一丁目一二―五メゾンパーク北小岩六〇三
合同会社Ｇｅｎｃｏｎｅ
代表社員　櫻庭　光太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
東京都千代田区東神田一丁目二番二号
バウンスオフ合同会社
代表社員　飯野　成憲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月五日であり、組織変更後の商号は株式会社パギとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階
合同会社パギ
代表社員　妹尾　愛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階
合同会社ヤゾークリエイト
代表社員　原田瑠莉子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
静岡市駿河区中島一五四〇番地
合同会社リレーション
代表社員　栗田有里子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月八日であり、組織変更後の商号は株式会社レガシーサポートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日
名古屋市中村区並木一丁目三〇九番地
合同会社レガシーサポート
代表社員　河野　由佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日

福岡県福岡市中央区薬院三丁目七―六コンダクトヴィレッジ薬院三〇五

合同会社ＬｉｎｋｓＥｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ

代表社員　梶川　隆史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日

沖縄県沖縄市宮里二丁目三番三三号

合同会社巧工業

代表社員　眞玉橋　均

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月四日

沖縄県沖縄市美原一丁目二二番一八号

合資会社中曽根部品店

代表社員　中曽根寛和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月四日

埼玉県入間市東藤沢二丁目一八番二〇号

株式会社ホットスタッフ所沢

代表取締役　仲津　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　六十六頁（号外第二三四号）

令和七年十一月四日

さいたま市緑区大字大門一五五四番地一二

株式会社ＦＲＥＡＫ

代表取締役　後藤　成弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

また、減額した資本金一億三千万円は資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kcsweb.co.jp/page/public_note

令和七年十一月四日

東京都文京区小石川一丁目一番一七号

株式会社ケー・シー・エス

代表取締役　宇野　昭弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億八千百六十一万三千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　七十八頁（号外第二三六号）

令和七年十一月四日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号

ＳＤＰジャパン株式会社

代表取締役　永用　万人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ホッカイドウ・サッポロ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ホッカイドウ・サッポロ2株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

トチギ・ナス1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

チバ・ミナミボウソウ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ヤマナシ・ヤツガタケ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ナガノ・ナガノ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

シズオカ・ハマナコ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ミエ・イセ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

シガ・ナガハマ1株式会社

代表取締役　**眞**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

キョウト・ミヤヅ１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ナラ・カシハラ１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ワカヤマ・ミナベ１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

ヒョウゴ・ミナミアワジ１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

トットリ・ダイセン１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

サガ・カラツ１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

オオイタ・ベップワン１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://drhm.jp

令和七年十一月四日

東京都港区港南二丁目一五番三号

オキナワ・ザンパ１株式会社

代表取締役　**真**柳　宏二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千二百五十万円減少し五千五万四千五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://tamabio.com/

令和七年十一月四日

東京都武蔵野市境二丁目二番一八号四〇二

株式会社多磨バイオ

代表取締役　長尾　哲哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1071018/announces

令和七年十一月四日

東京都品川区東品川二丁目六番四号寺田倉庫Ｇ１ビル二階

ｅＭｏｔｉｏｎ　Ｆｌｅｅｔ株式会社

代表取締役　イリッチ・デニス

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千八百九十九万二千四百三十四円減少し、四億九千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月五日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月四日

東京都港区南青山五丁目六番一九号

株式会社ドラフト

代表取締役　荒浪　昌彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四五二、四〇〇、〇〇〇円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月一日

掲載頁　一三一頁（号外第一七六号）

令和七年十一月四日

東京都新宿区市谷砂土原町二丁目七番一九号

アセンド株式会社

代表取締役　日下　瑞貴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月四日

大阪府八尾市志紀町一丁目五番地三

株式会社ホットスタッフ八尾

代表取締役　鹿糠　元

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにしました。

効力発生日は令和七年十二月九日であり、株主総会の決議は令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://nacco.co.jp/

令和七年十一月四日

大阪市東淀川区東淡路四丁目一七番二号

株式会社ｎａｃｃｏ

代表取締役　船引　保

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　七十九頁（号外第二三六号）

令和七年十一月四日

大阪府箕面市如意谷四丁目六番九―八〇四号

メドック・リサーチ株式会社

代表取締役　西本　順子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　一〇九頁（号外第二三七号）

令和七年十一月四日

神戸市中央区多聞通五丁目一番六号

ユーシーシー上島珈琲株式会社

代表取締役　芝谷　博司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十八億千四百五十八万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月四日

東京都板橋区坂下一丁目三五番三号

株式会社群健

代表取締役　町田　浩康

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八億四千八百三十八万九千三百三十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　一一〇頁（号外第二九〇号）

令和七年十一月四日

東京都新宿区西新宿一丁目一八番二号晴花ビル四Ｆ

株式会社ナシエルホールディングス

代表取締役　後藤　俊輔

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十七億九千五百六十七万六千三百八十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　七十九頁（号外第二三六号）

令和七年十一月四日

名古屋市千種区池下一丁目一一番二一号

株式会社名古屋自動車学校

代表取締役　大脇　始

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千八十万八千五百円、資本準備金の額を八千万八千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十日

掲載頁　三十九頁（号外第二九七号）

令和七年十一月四日

東京都品川区西五反田三丁目七番一〇号

株式会社数理技研

代表取締役　小川　浩二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十億二千百万円、資本準備金の額を三十億二千百万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月四日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番六号朝日虎ノ門マンション三一四　有限会社光パワー

代表取締役　重田　康光

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日二十四時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月四日

千葉県成田市吉岡五五七番地一

源清田商事株式会社

代表取締役　王　秀徳

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主（当社を除く）をもって、令和七年十一月二十一日を取得日として、その保有する旧サクラ工業株式（全部取得条項付種類株式）の全てを当社が取得し、当該取得と引き換えに、旧サクラ工業株式一株につき、当社配当優先無議決権株式一株を交付する株主と定めましたので、公告いたします。

令和七年十一月四日

静岡県浜松市中央区半田町一八番地

サクラ工業株式会社

代表取締役　平野　貴大

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月十八日を基準日と定め、同日午後零時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月四日

大阪府大阪市淀川区西中島町五丁目一四番五号　株式会社ＩＭＧホールディングス

代表取締役　安井　浩倫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月四日

埼玉県さいたま市北区櫛引町二丁目七四三番地　株式会社セイワ企画

代表取締役　宮本　潤

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月四日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目三番地

株式会社ニッソーメローシステム

代表取締役　門川　典雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月四日

大阪府枚方市招提田近三丁目二二番地一

浪速工業株式会社

代表取締役　安田　周平

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十二月五日までに当社にご提出下さい。

令和七年十一月四日

兵庫県姫路市船津町四六〇三番地の二

株式会社尾上製作所

代表取締役　名城　嗣明

令和七年十一月四日
大阪市北区梅田二丁目五番四号
税理士法人出入橋会計事務所
代表社員　荒金　一平

簡易事業譲受けにつき通知公告

当社は、事業譲受により株式会社ケイ・シー・アイ（本店所在：東京都港区新橋六丁目一六番一二号京阪神御成門ビル四階）の事業の全部を譲り受けることといたしましたので公告いたします。
なお、効力発生日は令和七年十二月一日であり、当社は会社法第四六八条第二項に基づき株主総会を経ずに行うものであります。この事業譲受に異議のある株主は、会社法第四六八条第三項に基づき、本公告掲載の日から二週間以内に書面によりその旨をご通知ください。
令和七年十一月四日
大阪市旭区大宮四丁目二三番七号
スターライト工業株式会社
代表取締役　西郷　隆志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.ko-koku.jp/ir/s07962-7wcuk/
令和七年十一月四日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
East Castle特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金三百五十五億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月十四日付官報の号外第百六号百八頁に掲載されています。
令和七年十一月四日
東京都港区西新橋一丁目二番九号メンター
キャピタル税理士法人内
品川リゾート特定目的会社
取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億四千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）
令和七年十一月四日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
アルタイールＭＦ特定目的会社
取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億一千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月二十一日
掲載頁　六十九頁（号外第八十九号）
令和七年十一月四日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
カニスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十億六千八百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十六頁（号外第八十八号）
令和七年十一月四日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
オリオンＭＦ特定目的会社
取締役　関口　陽平

任意清算公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年十一月四日
大阪市北区西天満三丁目一三番一八号島根
ビルディング五階
税理士法人ＢＳマネジメント
社員　村松　武司

任意清算公告

当法人は、令和七年十月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和七年十月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。
令和七年十一月四日
兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目三番一九号
コープこうべ企業年金基金
清算人　山下　信孝

訂正公告

令和七年十月二十四日掲載（号外第二三七号）のアルファクラブ株式会社に係る第四十六期決算公告中、「当期㓛損失」とあるは「当期㓛利益」の誤りにつき訂正します。
令和七年十一月四日
福島県郡山市鶴見坦二丁目四番五号
アルファクラブ株式会社
代表取締役　神田　貢典

訂正公告

令和七年十月二十四日（号外第二三七号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の「代表取締役　輪島　総介」とあるは「代表取締役　中川　和彦」の誤りにつき訂正します。
令和七年十一月四日
東京都港区南青山三丁目一番三四号
（甲）グロービング株式会社
代表取締役　田中　耕平
代表取締役　中川　和彦
東京都港区南青山三丁目一番三四号３ｒｄ
ＭＩＮＡＭＩＡＯＹＡＭＡ一一階
（乙）Ｘ－ＡＩ．Ｌａｂｏ株式会社
代表取締役　中川　和彦

訂正公告

令和七年十月十五日掲載の株式会社Ｐｉｏｎｅｅｒｗｏｒｋに係る新設分割公告中、最終貸借対照表の開示状況に「http://pioneerwork.co/notice」とあるは「http://www.pioneerwork.co/notice」の誤りにつき訂正します。
令和七年十一月四日